

石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について

1. 事業の概要

石狩市福祉利用割引券交付事業は、石狩市に居住する高齢者及び重度障がい者に対し、福祉利用割引券を交付することにより、日常生活における利便と社会参加の促進を図り、もって健康増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 見直しの背景及び内容

今後、本市の総人口が減少する一方で、高齢者の占める割合は増加の一途をたどることが想定されており、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な事業にしていくことが必要です。このことから、現下の社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、交付額、交付対象年齢、券の名称等について、以下のとおり見直しを検討しています。

主な見直し内容

		現 行	見直し（案）
交付額		2,000円（100円×20枚）又はタクシー券（基本料金相当分）3枚のどちらか選択	5,000円（500円×10枚） ※タクシー券として利用可能な券
対 象 者	高齢者	70歳以上	75歳以上
	障がい者	① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 ② 療育手帳 A 判定の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方	変更なし
居住要件等		本市の住民基本台帳に 6 月以上継続して記録されている方（介護老人福祉施設に入所又は病院若しくは診療所に入院する者を除く。）	1 月 1 日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方
交付方法		年度当初に 70 歳以上の方及び障がい者に交付し、以後、年度内に 70 歳に達する方及び障害者手帳を所持した方に月毎に交付する	年度当初に、翌年の 3 月 31 日までに 75 歳以上になる方及び障がい者に交付する ※ 月毎の随時交付は廃止
券の利用方法		一度に利用できる枚数の上限あり	一度に何枚でも利用が可能
券の名称		石狩市福祉利用割引券	石狩市福祉利用券

3. 制度改正後の適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日（予定）

4. 見直し案の審議について

パブリックコメント（令和 6 年 8 月 1 日（木）から 8 月 31 日（土）まで）終了後、見直し案を次回の社会福祉審議会において審議いただく予定です。